

# 告 示

## 埼玉県選管告示第六号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙（西第四区 狭山市）における当選の効力に関し、同年四月二十二日付けで埼玉県狭山市中央一丁目二十番二十一号金子広和から提起のあった異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定した。

令和元年五月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治



## 決 定 書

埼玉県狭山市中央1丁目20番21号  
異議申出人 金子 広和

上記異議申出人から平成31年4月22日付けで提起された平成31年4月7日執行の埼玉県議会議員一般選挙（西第4区 狭山市）における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

### 主 文

本件異議申出を棄却する。

### 異議申出の要旨及び理由

#### 第1 異議申出の要旨

異議申出人（以下「申出人」という。）の申出の要旨は、平成31年4月7日執行の埼玉県議会議員一般選挙（西第4区 狭山市）（以下「本件選挙」という。）における当選人栗原浩（通称：中川ひろし（以下「当選人」という。））の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

#### 第2 異議申出の理由

異議申出の理由を要約すれば、次のとおりである。

本件選挙において、次のとおり、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）に違反して文書図画の頒布が行われた。当選人は次点候補者と票差1%を切る僅差で当選しており、当該行為が当選に影響を及ぼした可能性を否定できない。

- (1) 当選人は選挙運動用ビラの頒布にあたり、公職選挙法上認められていないポスティングによる配布を行ったことが各所から指摘されている。
- (2) 当選人は狭山市議4期、埼玉県議2期をつとめており、選挙に関する経験も豊富であり、違法であると認識した上で行われた可能性も高い。

### 決 定 の 理 由

当委員会は、平成31年4月25日に、この異議申出につきその要件を審理し、その結果、適法なものと認めたので、これを受理した。申出人に対しては証拠物件の提

出を求め、また狭山市選挙管理委員会（以下「市選管という。）から関係する証拠物件の提出を求めるとともに、令和元年5月14日に市選管事務局長荒田雅郎の証言を求めるなど、慎重に審理した。

なお、申出人に対し、申立てがあれば口頭意見陳述の機会が付与される旨伝えたが、その申立てはなかった。

まず、当選人の当選を無効とする決定を求める主張についてであるが、当選の効力に関する争訟とは、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う訴訟をいい、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解するを相当とする。」（昭和28年2月17日東京高等裁判所判決）とされている。また、「当選人または選挙運動者もしくは出納責任者がその選挙に関し右のいずれかの選挙犯罪を犯したか否か、如何なる刑に処すべきかの判定は専ら刑事訴訟手続に従い裁判所の裁判によつてのみなされるべきものであることというまでもない。公職選挙において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が公職選挙法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条、207条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所はこれを審理判定する責務権限を有しない。」（昭和35年9月13日最高裁判所判決）ともされている。

次に、公選法は、当選争訟においても、当該選挙について選挙の規定に違反することがあるときは、それが選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合（即ち、選挙無効原因がある場合）に限り、当該選挙管理委員会はその選挙の全部又は一部を無効とする旨の決定をしなければならないと定めている（公選法第209条第1項、同第205条第1項）。

選挙争訟において、選挙が無効とされるのは、上記のとおり、公選法第205条第1項の規定により、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。同項の「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選

挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）とされている。また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「若しその違反がなかったならば選挙の結果につき或は異った結果を生じたかも知れぬと思量せらるる場合をいうのである」（昭和23年6月26日最高裁判所判決）と判示されている。もっとも、候補者、選挙運動員等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為に関しては、「そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）とされている。その「特段の事態を生じた場合」とは、「例えば官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合を指称するもので、候補者、選挙運動者又は選挙人等に選挙法の取締規定に違反するところがあっても、かかる事由は右にいわゆる選挙の規定に違反する場合に該当しないものと解する。」（昭和30年8月26日大阪高等裁判所判決）と極めて限定的に判示されている。

このような観点から、申出人の主張について、当委員会の要約したところに従って順次判断する。

#### 1 当選人の当選を無効とする決定を求める主張について

前記昭和28年2月17日東京高等裁判所判決のとおり、当選争訟とは、「広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まない」ものと解される。

よって、申出人の主張は、当選人の当選を無効とする事由には当たらない。

#### 2 選挙の効力について

選挙の効力については、前記昭和61年2月18日最高裁判所判決のとおり、候補者等の選挙の取締りないし罰則規定違反は、選挙無効の事由になるものではないと解されているところである。

申出人は、当選人が選挙運動用ビラを公選法で認められていないポスティングによって頒布したことが、明るい選挙推進運動及び各種法令の趣旨を踏みにじる行為であると主張する。しかしながら、仮に申出人の主張するような事実があったとしても、それだけでは選挙管理の任にある機関による選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反するとは言えない。

また、証拠物件及び証人尋問からは「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態」が生じたとも認められず、申出人の主張は本件選挙を無効とする事由には当たらない。

以上のとおり、申出人の主張はその理由がないから、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和元年5月21日

埼玉県選挙管理委員会

委員長 細 田 徳 治

委 員 伊 藤 茂

委 員 畠 山 清 彦

委 員 加 藤 孝 夫